

# 山口県報

平成21年  
3月24日  
(火曜日)

障害者支援施設規則（障害者支援課）	一
山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則（障害者支援課）	二
山口県華南園規則を廃止する規則（障害者支援課）	二
知的障害者保護施設規則を廃止する規則（障害者支援課）	二
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（住宅課）	三
告示	
指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）	三
道路の区域の変更（道路整備課）	四
道路の供用の開始（道路整備課）	四
換地処分の届出（都市計画課）	五
小郡仁保津櫻ノ前土地区画整理組合の解散の認可（都市計画課）	五
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	五
萩都市計画公園事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	六
田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	六
平生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	六
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正（住宅課）	六
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）	六
公告	
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）	八
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）	八
県管鹿野大潮地区（桶山換地区）中山間地域総合整備事業に係る不換地等の指定（農村整備課）	九
種畜證明書の交付（畜産振興課）	
基本測量の実施の終了（監理課）	

九 九 九 九

規則

目 次

障害者支援施設規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

## 山口県規則第十三号

### 障害者支援施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者支援施設条例（平成二十一年山口県条例第一号。以下「条例」という。）に定めるものほか、障害者支援施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者に管理を行わせよとする障害者支援施設の概要
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定しようとする期間

四 応募者に必要な資格に関する事項

五 応募の方法及び期間

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第七条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………一〇

人委公告……………一〇

平成二十一年度山口県警察官（男性）採用(A)試験の実施……………一〇

監査公表（二件）……………一一

収用委告示……………一一

裁決手続の開始……………一一



- 二 応募に係る障害者支援施設の名称及び位置  
 三 障害者支援施設の管理に係る事業計画
- 2 条例第七条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - 二 法人にあつては、登記事項証明書
  - 三 障害者支援施設の管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
 （指定の公示）
- 第四条 条例第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。
- 一 指定管理者に管理を行わせる障害者支援施設の名称及び位置
  - 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - 四 指定の期間
- （その他）
- 第五条 この規則に定めるもののほか、障害者支援施設の管理について必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 
- 山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 平成二十一年三月二十四日
- 山口県知事 二井関成
- 山口県規則第十四号
- 山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則（平成十一年山口県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。
- 第二条を次のように改める。
- （応募の時期及び方法等についての公告）

- 第二条 条例第二十四条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。
- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - 二 指定しようとする期間
  - 三 応募者に必要な資格に関する事項
  - 四 応募の方法及び期間
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。
- （応募の手続）
- 第三条 条例第二十四条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
  - 二 聴覚障害者情報センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第二十四条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - 二 法人にあつては、登記事項証明書
  - 三 聴覚障害者情報センターの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
 （指定の公示）
- 第四条 条例第二十四条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。
- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - 三 指定の期間
- 附 則
- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 
- 山口県華南園規則を廃止する規則をここに公布する。
- 平成二十一年三月二十四日
- 山口県知事 二井関成

**山口県規則第十五号**

「別記第十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第二号中「別記第十号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第四号「別記第十一号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条第五号「別記第十二号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第七条とする。

山口県華南園規則（平成十七年山口県規則第四十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

知的障害者援護施設規則を廃止する規則をこの号に公布する。

平成二十一年三月三十日

山口県知事 一井関成

**山口県規則第十六号**

「別記第十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同様式を別記第七号とする。

知的障害者援護施設規則を廃止する規則

知的障害者援護施設規則（平成十七年山口県規則第四十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をこの号に公布する。

平成二十一年三月三十日

山口県知事 一井関成

**山口県規則第十七号**

「別記第十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同様式を別記第七号とする。

宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年山口県規則第四十一号）の一部を次のとおり改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とし、第四条を削る。

第五条第一項中「業者」を「法第二条第一項の知事の免許を取立てて宅地建物取引業を営む者（以下「業者」といふ。）」に改め、同条を第二条とし。

第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とする。

第九条からの第十一条までを削る。

第十二条第一項中「別記第九号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第一号中

「別記第十号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第二号中「別記第十号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第四号「別記第十一号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条第五号「別記第十二号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十三条第一項第六号及び第七号を罷り、同条を第八条とする。

第十四条を第九条とする。

同条第一項様式から別記第八号様式までを罷り。

別記第九号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

別記第十号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

別記第十号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

別記第十号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

別記第十号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

別記第十号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

別記第十号様式中「（第十二条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同様式を別記第七号とする。

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年三月三十日

**山口県告示第百一十号**

森林法（昭和二十六年法律第一四四十九号）第二百二十九条の二第一項の規定によつて、保安林の指定施業要件を次のとおり変更する。

平成二十一年三月三十日

山口県知事 一井関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された田の保全林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第六百六十一号）及び保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第六百六十一号）に定めるところ（森林法第二百二十九条第一項に規定する重要流域に係るもの）を除く。

二 変更に係る指定施業要件

区間	道路の種類 路線名	周南市大字八代字神田二二八〇の一地		区間
		同市同大字	同字二二八一の一地	
旧新別	県道 山口徳山線	新	旧	旧新別
敷地の幅員 (メートル)	最広 二四〇・〇四	最狭 二二〇・四二	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
延長 (メートル)	四三・九	四三・九	四三・九	四三・九
備考	完了による事の 道路改良工事の			備考

山口県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八百六十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇  
部市経済部農林水産課、若国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、長門市  
経済振興部農林課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課、周南市経済部  
林政課及び山陽小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて総覽に供する。)

道路の種類				道路の区域			
区間		県道		区間		市道	
新	旧	新 別	間	新	旧	新 別	間
最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	(敷地の幅員 メートル)	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭	最最 広狭
一一 六四 ・ 七〇	一 七三 ・ 二五	二 六〇 ・ 七〇		一一 六六 ・ 〇	一一 六六 ・ 〇	一一 六六 ・ 〇	一一 六六 ・ 〇
五四 七 ・ 三	五一 三 ・ 三		(延 メートル) 長			三四 一 ・ 五	三四 一 ・ 七
完了 道路 改良工 事の			(重用) 道 路 の 区 域 山 光 線 の	備 考		完了 道路 改良工 事の	

山口県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条规定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

路線名	供用開始の期日
徳山光線道	平成二十一年三月二十五日
山口徳山線道	平成二十一年三月二十五日

路線名	供用開始の期日
同市大字八代字神田二一八〇の六地先から同市大字八代字岩柄二〇四〇の一地先から	平成二十一年三月二十五日
周南市大字八代字神田二一八〇の五地先から同市大字字風呂ヶ浴二〇四〇の一地先から	平成二十一年三月二十五日

路線名	供用開始の期日
獺越下松線道	平成二十一年三月二十五日
周南市大字八代字神田二一八〇の六地先から同市大字字風呂ヶ浴二〇四〇の一地先から	平成二十一年三月二十五日

## 山口県告示第百一十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三十三条第三項の規定により、若国市平田一丁目土地区画整理組合から土地区画整理事業の施行地区について、次とおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

- 一 換地処分の年月日 平成二十一年一月二十一日
- 二 換地処分の内容 平成二十年十一月十九日認可された換地計画のとおり

一 换地処分の年月日 平成二十一年一月二十一日	一 换地処分の年月日 平成二十一年一月二十一日
二 換地処分の内容 平成二十年十一月十九日認可された換地計画のとおり	二 換地処分の内容 平成二十一年一月十九日
三 事業地 事業地	三 事業地 事業地
四 事業地 事業地	四 事業地 事業地

## 山口県告示第百一十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次とおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

一 施行者の名称  
宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称  
宇部都市計画道路事業三・四・三十五真締川東通線  
宇部都市計画道路事業三・六・一十五小串神原線

三 事業施行期間  
平成十三年七月十三日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

宇都市富地町、北琴芝一丁目及び大字小串

第 2042 号

山口県告示第百一十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

一 施行者の名称  
萩市

二 都市計画事業の種類及び名称

萩都市計画公園事業五・五・一陶芸の村公園

三 事業施行期間

昭和六十一年八月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

萩市大字椿東

山口県告示第百一十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、平生都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

一 施行者の名称  
平生町

二 都市計画事業の種類及び名称

平生都市計画下水道事業平生町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

熊毛郡平生町大字平生村、大字平生町、大字曾根、大字大野南、大字大野北、大字豊ヶ浜及び大字宇佐木

山口県告示第百一十九号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第一百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

表新庄北県営住宅の項中「三三三」を「五一」に改める。

山口県告示第百二十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

一の表下関市職員互助会会長 池永博文の項の次に次のように加える。

大字宿井

一 都市計画事業の種類及び名称  
田布施都市計画下水道事業田布施町流域関連公共下水道

二 事業施行期間

平成四年二月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

事業地

熊毛郡田布施町大字麻郷奥、大字麻郷、大字波野、大字下田布施、大字大波野及び

大字宿井

同表秋市の項の次に次のように加える。

め、同表萩市の項の次に次のように加える。

財團法人山口県 交通安全協会	会社用自動車協会 自家人山口県			
三五 六〇の二 小郡下郷	五番五八号 葵一丁目			
財團法人山口県 交通安全協会	会社用自動車協会 自家人山口県			
センターラ 山口県総合交通	三八号 泉町九番	五番五八号 葵一丁目		
"昭和四〇、 "	"	"	"	平成二二、 "

三〇

雄会長	下関交通 中安全 中村繁協	一の表中	社団法人山口県 家用自動車協
丁目三番八号町二	下関市細江町二	雄会長	五山口市葵一丁目 五番五八号
に改め、	丁目三番八号町二	"	山口県 支部勤山車口協
同表字部市	細江町二	"	会長府家用支部勤山車口協
の項の次に次によ	長扇町	"	自社団法人下関用支部勤山車口協
	八番三八号	"	会社団法人下關用支部勤山車口協
	"	"	平成二二、一
	"	"	

め、同表柳井市の項の次に次のように加える。

夫	夫	長門交通河本英協	七七	長門市東深川七	長門交通安全協	七七	東深川七	門警察署
夫	夫	自家用自動車協	五番五八号	山口市葵一丁目	自家用自動車協	〇〇四	仙崎八五	七七
夫	夫	長門交通安全協	七長門市東深川七	長門市東深川七	長門交通安全協	平成二、一	平成二、一	平成三、二七
夫	夫	河本英協	七七	山口県長	門警察署	平成三、一七	平成三、一七	平成三、一七

自家人用自動車協会	山口市葵一丁目	社団法人自家人用自動車協会
-----------	---------	---------------

国 警 察 署	○六 丁 目 山 口 五 里 番 布 岩 二 町	一 の 表 中
国 警 察 署	○六 丁 目 山 口 五 里 番 布 岩 二 町	平 成 三 一 七 を

め、同表岩国市の項の次に次のように加える

之	下松交通 安全協 議會 長 高橋勝	会
	丁目二番 号	下松市大手町三
	會	下松交通安全協
署	山口県 下松警察	大手町三 丁目二番 号
		平成三、 一七

社団法人山口県議会	之会長
高橋勝	丁目二番一号
山口市葵一丁目	会員
社団法人山口県議会	丁目交通安全協
大字西豊	署山口県下警察
平成二、	三、二七

美会長	防府交通 藤井清協	社団法人山口県 自家用自動車協 会	山口市葵一丁目 五番五八号	防府市駅南町七 番二三号	番二二号	美会長
"	会防府交通安全 安全協	社団法人山口県 自家用自動車協 会	防府市寿町四番 一七号	防府市駅南町七 番二二号	会防府交通安全 安全協	"
"	県防府警察署	防府市寿町四番 一七号	平成二、一 四、一	平成二、一 三、一七	県防府警察署	平成二、一七
"						

に改

を

改

に  
改

١

を

自家用自動車協会	山口市葵一丁目	五番五八号
自家用自動車協会	自家用自動車協会	自家用自動車協会

美祢交通安全部	山口市大嶺町東	美祢交通安全協会
美祢交通安全部	自家用自動車協会	自家用自動車協会

自家用自動車協会	山口市葵一丁目	五番五八号
自家用自動車協会	自家用自動車協会	自家用自動車協会

を

に改め

に改

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパードラッグコスモス新下関店  
所 在 地 下関市大字伊倉新下関西土地区画整理事業地内三五街区二三二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 株式会社コスモス薬品  
住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
代 表 者 の 氏 名

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパードラッグコスモス新下関店  
所 在 地 下関市大字伊倉新下関西土地区画整理事業地内三五街区二三二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 株式会社コスモス薬品  
住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
代 表 者 の 氏 名

三 駐車場の自動車の出入口の位置  
変更に係る事項  
届出年月日 平成二十一年三月十一日  
変更年月日 平成二十一年三月十一日

## (九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十月二十八日山口県公告(四一二)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聽きました。

当該意見は、平成二十一年三月二十四日から同年四月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

る。

自家用自動車協会	山口市葵一丁目	五番五八号
自家用自動車協会	自家用自動車協会	自家用自動車協会

自家用自動車協会	山口市葵一丁目	五番五八号
自家用自動車協会	自家用自動車協会	自家用自動車協会

の表中

め 同表周南市の項の次に次のように加える。

自家用自動車協会	山口市葵一丁目	五番五八号
自家用自動車協会	自家用自動車協会	自家用自動車協会

(九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。



の表中

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ジャスコ光店  
所 在 地 光市大字浅江一七五六の一
- 二 意見の概要

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年三月二十四日から同年七月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

特に配慮を求める事項はない。

(九八) 定 県営鹿野大潮地区(桶山換地区)中山間地域総合整備事業に係る不換地等の指

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る桶山換地区につき、次の従前の土地を地積を特に減じて換地を定める土地として指定しました。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

土 地 の 所 在 地

地目 (平方メートル)

一、四八四

五二

八九二

三五〇

三〇〇

一〇〇

一、八五〇

七五九

一、一二七

一三一

周南市大字大潮字開キヶ原七六一  
七六二  
七六四  
字蠍鹿野八〇六の一  
八一〇の一

田

一、  
一、  
一、  
一、

(九九) 県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条の二第一項の規定により、県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第十項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

(一〇〇) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

番号	名	前	品種	生年月日	産地	成績検査
平一〇山口県勝典平 (〇七子山黒一一三三)四二三九 七二)	黒毛和種	平成一九、 一四	山 口 県 一級	山口県伊佐町河原 美祢市伊佐町河原 術センタ	山口県農林総合技 び氏名又は名称	
第一号						

(一〇一) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井関成

一 作業の種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十年五月十一日から平成二十一年一月二十八日まで

一 作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

下関市、防府市、長門市、美祢市及び阿武郡阿東町

三 作業の期間

平成二十年六月十一日から平成二十一年一月二十七日まで

- 一 縦覧に供する書類
- 二 県営内日地区基幹水利施設ストックマネジメント事業計画書の写し
- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

## (一〇一) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十一条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月二十四日

山口県知事 二井 関 成

## 一 都市計画の種類及び名称

- 防府都市計画道路三・四・七松崎植松線
- 防府都市計画道路三・四・十一新橋宮市線
- 防府都市計画道路三・五・三十三国分寺鐘紡線
- 防府都市計画道路三・四・四十松崎牟礼線
- 防府都市計画道路七・七・三宮市天神前線
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課



## 公 告

平成二十一年度山口県警察官（男性）採用(A)試験の実施

平成二十一年度山口県警察官（男性）採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成二十一年三月二十四日

山口県人事委員会

- 一 採用予定人員  
八十人程度
- 二 職務の概要  
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
- 三 受験資格

昭和五十一年四月一日以降に生まれた男性で、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業者又は平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

## (一) 第一次試験

## 1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

- 2 日時  
平成二十一年五月十日（日曜日）
- 3 場所  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 平成二十一年五月十日（日曜日）午前十時から午後二時三十分まで

山口市吉田一六七七番地の一  
山口大学共通教育本館

## (二) 第二次試験

## 1 方法及び内容

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。  
なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

## 論文試験

(2)

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3)

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4)

体力検査 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成二十一年五月下旬から同年六月上旬までの間に山口市で行います。

五 配点

第一次試験 なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第二次試験 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

教養試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第一次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

## 七 合格者の発表

### (一) 第一次試験合格者

平成二十一年五月二十一日（木曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

### (二) 最終合格者

平成二十一年七月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

### (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出してください。

## 八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万七千八百六十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 九 受験手続及び受付期間

### (一) 受験申込書の請求

平成二十一年三月二十四日（火曜日）以後に山口県人事委員会事務局（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一））に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）(A)受験申込書請求」と朱書き、百二十円分の切手をはつたて先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

### (二) 受験の申込み

敬鶴母の書に必取は事項を記へ、敬鶴の輸出せがれ置上ねし狀及び審査細則  
を置記の上、ヨロ県人事収貯係事務課に異口トコトベダレ。

(二) 敬鶴の輸出せ、其箇の表に「敬鶴母の書仕立」ハ米幅コトベダレ。

(三) 敬鶴の書簡及び監査

平成21年3月24日(火曜日)から回年四月十七日(水曜日)まで(口體  
田及び十體口を除く。)の半過八時川十分から午後四時十時迄敬土立申候。

はね、輸送の際加せ、平成21年3月四月十七日申度の渡品の場所の上記の上記の  
後田當申候。

(四) イハターネラムを承認するに於ける敬鶴の母のあ  
1 ャハターネラムを利用するに於ける敬鶴の母のあを申候。

2 敬鶴の母のあを承認するに於ける敬土立申候。

平成21年3月24日(火曜日)半過九時から回年四月四日(水曜日)半  
後田當申候。

+ ものを

1)の試験の結果立てこさせ、ヨロ県人事収貯係事務課(電話〇八二二一六三一四四  
七四)又セヨロ県農業本部農務局新規課(電話〇八二二一六三一四四一〇五五  
八)に記入仰せ申候。



## 監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査について、同条  
第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表  
します。

平成21年3月24日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	神 田 忠 二 郎
同	村 田 博

監査の結果に関する報告

監査年月日

監査委員名

環境政策課	平成20年10月17日	田 博
生活衛生課	" " "	村 "
医務保険課	" " 16日	先城 憲尚
農林水産政策課	" " 24日	谷和彦
森林企画課	" " 17日	田新村
監理課	" " 24日	谷和彦
港湾課	" " 16日	城 憲尚
建築指導課	" " "	田忠二郎
監査委員事務局	" " 20日	田博
労働委員会事務局	" " "	村新
人事委員会事務局	" " "	田谷和彦
教育庁人権教育課	" " 24日	後田當申
警察本部会計課	" " 14日	田博
岩国県税事務所	" 11月18日	村神
柳井 "	" 10月23日	田忠二郎
周南 "	" 11月7日	城憲尚
防府 "	平成21年2月23日	田博
山口 "	平成20年10月 "	村先
宇部 "	" 11月4日	田城
下関 "	" 10月14日	田憲尚
萩 "	" 11月20日	田博
東京事務所	" 14日	村田
岩国県民局	" 18日	田忠二郎
柳井 "	" 10月23日	城憲尚
周南 "	" 11月7日	田忠二郎
宇部 "	" 4日	村田
下関 "	" 10月14日	田忠二郎
萩 "	" 11月20日	田忠二郎
美術館	" 10月15日	田忠二郎
萩美術館・浦上記念館	" " "	田忠二郎
男女共同参画相談センター	" 12月18日	田忠二郎
周南健康福祉センター	" 1日	田忠二郎
消防	" 1月27日	田忠二郎

記録(口頭)		平成21年3月24日	火曜日	田中	昭和	2042年	記録
宇部	"	平成20年11月4日		城尚彦	和彦	5日	"
長門	"	"	6日	新村	田博	"	"
衛生看護学院	"	12月18日		安下庄高等学校		19日	村田博
萩看護学校	"	"	"	久賀	"	"	"
精神保健福祉センター	"	"	"	高森	"	"	"
周南兒童相談所	"	11月28日		柳井	"	11月28日	"
下関	"	"	"	柳井商工	"	"	"
育成学校	"	10月15日		熊毛南	"	12月18日	"
大阪事務所	"	11月13日		田布施農業	"	11月28日	"
計量検定所	"	12月18日		田布施工業	"	"	"
周南農林事務所	"	11月7日		光丘	"	12月18日	"
山口	"	10月23日		下松	"	"	"
美祢	"	"	15日	華陵	"	"	"
下関	"	11月14日		下松工業	"	"	"
長門	"	12月1日		熊毛北	"	11月5日	神村忠二郎博
萩	"	11月20日		徳山北	"	12月18日	"
防府水産事務所	"	"	28日	鹿野	"	"	"
萩	"	10月15日		南陽工業	"	"	"
農林総合技術センター	"	平成21年1月27日		防府	"	11月28日	"
水産研究センター	"	平成20年11月6日		防府西	"	平成21年2月25日	"
岩国土木建築事務所	"	"	18日	防府商業	"	"	"
柳井	"	10月23日		佐波	"	"	"
周南	"	"	12月1日	山口	"	平成20年11月28日	"
防府	"	平成21年2月23日		西京	"	平成21年2月25日	"
山口	"	"	1月27日	宇部中央	"	"	"
宇部	"	平成20年12月4日		宇部工業	"	平成20年12月18日	"
美祢土木建築事務所	"	10月15日		小野田	"	平成21年2月25日	"
下關土木建築事務所	"	11月14日		厚狭	"	"	"
長門	"	"	先城憲尚彦	小野田工業	"	平成20年11月28日	"
萩	"	6日	先谷和彦	美祢	"	12月18日	"
岩国港湾管理事務所	"	12月1日	"	大嶺	"	平成21年2月25日	"
周南	"	5日	神田忠二郎	美祢工業	"	平成20年11月28日	"
宇部	"	11月19日	忠二郎	田西部	"	平成21年2月25日	"
						平成20年11月28日	"

(期日)		2042年3月24日	平成21年3月24日	日曜火曜日
長府	"	平成21年2月25日	"	
下関西	"	平成20年11月28日	"	
下関南	"	"	12月18日	
響	"	平成21年2月25日	"	
豊北	"	平成20年12月18日	"	
萩	"	"	11月28日	
萩商工	"	"	"	
奈古	"	"	"	
下関中等教育学校		"	12月18日	
徳山総合支援学校		"	"	
防府	"	平成21年2月25日	"	
山口南	"	平成20年12月18日	"	
下関南	"	"	"	
豊浦	"	平成21年2月25日	"	
岩国警察署		柳井	"	
		岩国西	"	
		光	"	
防府	"	平成21年2月25日	"	
山口南	"	平成20年12月5日	"	
宇部	"	平成21年2月25日	"	
小野田	"	"	"	
小串	"	"	"	
長門	"	"	"	
監査の結果		財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。		
		保健師等修学資金返納金の収入未済があった。		
		農林水産政策課		
		地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項		
		第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則		
		第54号。以下「規則」という。）第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させないものがあった。		
		令第167条の2第1項第1号に該当する物品修繕の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させないものがあった。		
		建築指導課		
		令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させないものがあった。		
		教育庁人権教育課		
		高等学校等進学奨励費の収入未済があった。		
		警察本部会計課		
		放置違反金及び交通事故に係る弁償金の収入未済があった。		
		周南県税事務所		
		令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。		
		備品購入に係る支払において、支出科目を誤っているものがあった。		
		周南健康福祉センター		
		1 母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があった。		
		2 物品製作売買契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあつた。		
		防府健康福祉センター		
		1 通勤手当の認定を誤っているものがあった。		
		2 なお、誤払いとなつた金額については、返納済みである。		
		宇部健康福祉センター		
		母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。		



## 周南土木建築事務所

## 小野田高等学校

- 1 河川区域内の土地の占用料の調定の時期が遅延しているものがあった。  
 2 工事請負契約の解除に係る仮設物の撤去費用の収入未済があった。

## 山口土木建築事務所

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 長門土木建築事務所

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

## 周南港湾管理事務所

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 久賀高等学校

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 熊毛南高等学校

入学試験料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。  
 なお、現在は、消印済みである。

## 下松工業高等学校

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 宇部工業高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。  
 なお、過渡しなった金額については、返納済みである。

通勤手当の支給額を誤っているものがあった。  
 なお、過渡しなった金額については、返納済みである。

## 厚狭高等学校

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

## 下関西高等学校

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 萩高等学校

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 萩商工高等学校

1 物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。  
 2 令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手續を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

## 下関中等教育学校

令第167条の2 第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手續を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

意  
見

1 物品購入に係る予算の執行について  
 物品購入に係る予算の執行については、必要以上に物品を購入したため保有数量が過大となっているもの及び年度内に履行確認が行われていないものが見受けられた。  
 また、同種の物品を2回以上購入している場合において、それぞれの予定価格が2人以上の者から見積書を提出させないことができる5万円以下に設定され、結果的に競

印 口 曜 日 24 年 3 月 21 年成平 2042 第 叫

印 2042 級 (期定期) 署 田曜日 田24日 3月21年平成

争性が損なわれている事例が多数あった。

については、事務の効率を低下させることなく公正性及び経済性を確保するため、次

に掲げる事項に留意して予算の適正な執行に努められたい。

- (1) 保有数量を調査し、用途、必要性、購入の時期、数量等を十分に検討して購入の手続を進める。
- (2) 年度末を納期とする場合は、事業者が納品をするために必要とされる期間を勘案して発注を行うこと。
- (3) 発注1回当たりの数量、単価を定める契約の方法の導入等について検討し、競争原理が働くようにすること。

2 収入証紙による手数料の収入については、手数料の調定金額の誤りが多数発生している。

については、受付簿その他の帳簿への記載の方法の改善及び2人以上の職員が収納額の確認を行う体制の整備について検討し、会計の処理に万全を期されたい。

### 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成21年3月24日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同 同	先 城 憲 尚
同 同	神 田 忠 二 郎
同 同	村 田 博

#### 監査の結果に関する報告

##### 監査箇所

監査年月日

1 県出資金について

本財団は、女性の主体的・実践的な活動を支援することにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女がともに協力し、ゆとりと豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざすこと目的として設立され、県は、基本財産994,910,605円のうち994,000,000円を出資している。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人やまぐち女性財団

- 1 県出資金及び県補助金について
 

本バンクは、角膜及び強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、その提供あっせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資するとともに、腎臓の提供希望者の登録制度を設け、並びに腎臓等臓器移植及び骨髄移植に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産298,845,859円のうち100,000,000円を出資している。また、県は、平成19年度において、普及啓発事業補助金3,265,000円及び山口県臓
- 2 財団法人やまぐち女性財団
 

財団法人やまぐち女性財団
- 3 財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク
 

財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク
- 4 財団法人やまぐち森林担い手財団
 

財団法人やまぐち森林担い手財団
- 5 財団法人山口県暴力追放県民会議
 

財団法人山口県暴力追放県民会議
- 6 山口県直路公社
 

山口県直路公社
- 7 山口県土地開発公社
 

山口県土地開発公社
- 8 山口県住宅供給公社
 

山口県住宅供給公社
- 9 山口県福祉法人萌仁会
 

山口県福祉法人萌仁会
- 10 山口県水田農業改革推進本部
 

山口県水田農業改革推進本部
- 11 財団法人山口県老人クラブ連合会
 

財団法人山口県老人クラブ連合会
- 12 社団法人山口県バス協会
 

社団法人山口県バス協会
- 13 財団法人山口県健康福祉財団
 

財団法人山口県健康福祉財団
- 14 社会福祉法人山口県コロニー協会
 

社会福祉法人山口県コロニー協会

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

公立大学法人山口県立大学

財団法人やまぐち森林担い手財団

財団法人山口県暴力追放県民会議

山口県直路公社

山口県土地開発公社

山口県住宅供給公社

山口県福祉法人萌仁会

山口県水田農業改革推進本部

財団法人山口県老人クラブ連合会

社団法人山口県バス協会

財団法人山口県健康福祉財団

社会福祉法人山口県コロニー協会

町 2042 第

(期 限)

日 月 24 年 3 月 21 年 成 命

器移植連絡調整者設置事業補助金4,809,300円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 財団法人山口県体育協会

#### 1 県補助金について

本協会は、県民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成19年度において、トップアスリート育成事業補助金561,619,000円、国民体育大会山口県選手団派遣経費補助金41,508,000円及び国民体育大会中国ブロック大会山口県選手団派遣経費補助金10,170,000円を支出している。

#### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 社団法人山口県観光連盟

#### 1 県補助金について

本連盟は、県内における観光事業の健全な発達及び振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県観光客来訪促進事業補助金30,000,000円、山口県観光連盟補助金8,055,000円及び東アジア地域観光客誘致促進事業補助金3,484,000円を支出している。

#### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

#### 1 県補助金について

本協議会は、農地、水及び環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域住民による効果の大きい共同活動及び環境への負荷を低減する先進的な農活活動の推進に資することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県農地・水・環境保全向上対策事業補助金168,874,000円を支出している。

#### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 公立大学法人山口県立大学

#### 1 県出資金及び県交付金について

本法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的として設立され、県は、資本金5,810,493,000円の全額を出資している。

また、県は、平成19年度において、県立大学運営費交付金1,209,386,000円及び県立大学施設費交付金20,000,000円を支出している。

### 山口県土地改良事業団体連合会

#### 1 県補助金について

本連合会は、土地改良事業を行つ者の協同組織により土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県担い手育成支援事業補助金52,232,000円、土地改良総合整備事業（調査設計）補助金47,250,000円、山口県土地改良施設維持管理適正化事業補助金19,140,000円、基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金7,261,000円、山口

県土地改良管理指導センター運営事業費補助金4,692,000円、山口県換地センター運営事業費補助金1,700,000円及び山口県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金1,668,929円を支出している。

#### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 財団法人やまぐち森林担い手財団

#### 1 県出資金、県貸付金及び県交付金について

本財団は、林業労働に従事している者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保を図るとともに、若い担い手の養成及び確保を促進することにより、森林の適正な

期別		財政援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
2042 年度		30,000,000円の全額を出資している。 また、県は、平成19年度において、工業団地造成事業土地開発公社交付金104,390,876円を支出している。
監査の結果		2 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
山口県住宅供給公社		1 県出資金、県貸付金、県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について 本公社は、住宅を必要とする労働者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集合住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本金20,000,000円の全額を出資している。 また、県は、平成19年度において、短期資金として宅地保有資金3,889,000,000円及び宅地取得造成資金1,400,000,000円を貸し付けているほか、特定優良賃貸住宅利子補給金11,457,200円、特定優良賃貸住宅家賃減額補助金1,676,000円及び住まいトータルサポート事業費補助金150,000円を支出するとともに、県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に係る委託料1,120,305,900円を支出している。 更に、県は、県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設に係る指定管理者の指定をしている。
監査の結果		2 監査の結果 財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
社会福祉法人萌仁会		1 県補助金について 本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金26,035,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金373,100円を支出している。 2 監査の結果
山口県土地開発公社		1 県出資金及び県交付金について 本公社は、県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と調和のとれた開発行政の推進に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本財産
監査の結果		2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
財政援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。		1 県出資金について 本会議は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等に関する事業を行い、暴力のない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産500,000,000円のうち200,000,000円を出資している。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
山口県暴力追放県民会議		1 県出資金及び県貸付金について 本公司は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産6,064,000,000円の全額を出資している。 また、県は、平成19年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金1,670,625,000円を貸し付けている。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
山口県道路公社		1 県出資金及び県貸付金について 本公司は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産6,064,000,000円の全額を出資している。 また、県は、平成19年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金1,670,625,000円を貸し付けている。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
財政援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。		1 県出資金及び県貸付金について 本公司は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産6,064,000,000円の全額を出資している。 また、県は、平成19年度において、短期貸付金として経営健全化対策資金1,670,625,000円を貸し付けている。 2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
山口県住宅供給公社		1 県出資金、県貸付金、県補助金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について 本公社は、住宅を必要とする労働者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集合住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本金20,000,000円の全額を出資している。 また、県は、平成19年度において、短期資金として宅地保有資金3,889,000,000円及び宅地取得造成資金1,400,000,000円を貸し付けているほか、特定優良賃貸住宅利子補給金11,457,200円、特定優良賃貸住宅家賃減額補助金1,676,000円及び住まいトータルサポート事業費補助金150,000円を支出するとともに、県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に係る委託料1,120,305,900円を支出している。 更に、県は、県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅並びに共同施設に係る指定管理者の指定をしている。
監査の結果		2 監査の結果 財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
社会福祉法人萌仁会		1 県補助金について 本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金26,035,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金373,100円を支出している。 2 監査の結果
山口県土地開発公社		1 県出資金及び県交付金について 本公司は、県の行政施策の遂行上必要な公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と調和のとれた開発行政の推進に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本財産
監査の結果		2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県老人クラブ連合会		財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
(期日)	記録	財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。
平成21年3月24日	山口県老人クラブ連合会	<p>1 県補助金について 本会社は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること目的として設立され、県は、平成19年度において、軽費老人ホーム事務費補助金25,823,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金274,300円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>
平成21年3月24日	山口宇部空港ビル株式会社	<p>1 県出資金及び県補助金について 本会社は、貸室業、物品販売業等を営むこと目的として設立され、県は、資本金320,000,000円のうち96,000,000円を出資している。</p> <p>また、県は、平成19年度において、長期貸付金として山口宇部空港ビル対策事業貸付金331,000,000円を貸し付けているほか、山口宇部空港貨物ターミナルビル監視警備業務補助金1,203,930円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>
平成21年3月24日	山口県バス協会	<p>1 県補助金について 本協会は、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに、利用者に対するサービスの改善を促進することによって、これらの事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること目的として設立され、県は、平成19年度において、山口県運輸事業振興助成補助金24,938,000円を支出している。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>
平成21年3月24日	財団法人山口県健康福祉財団	<p>1 県出資金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について 本財団は、健康づくり及び社会福祉の業務に従事する者の育成・確保並びに福祉を増進するために必要な事業を行い、あわせて県民の介護に関する关心と理解を深めることとに県民の健康の保持・増進を図り、もって福祉の向上に寄与すること目的として設立され、県は、基本財産1,523,840,000円のうち1,520,000,000円を出資している。</p> <p>また、県は、平成19年度において、山口県健康づくりセンターの管理に係る委託料26,289,000円を支出している。</p> <p>更に、県は、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定をしている。</p> <p>2 監査の結果 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。</p>

財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 社会福祉法人山口県コロニー協会

#### 1 県補助金について

本協会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成19年度において、身体障害者福祉施設運営費補助金43,864,000円、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金1,511,100円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金1,091,900円を支出している。

#### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

### 意見見

#### 1 山口県土地開発公社、山口県道路公社及び山口県住宅供給公社について

三公社については、これまで県政集中改革の柱の一つとして公社改革を掲げ、経営改善に取り組まれているが、なお資産保有の長期化、多額の償還金等の問題を抱えており、将来的に県民の負担になることが懸念される。

については、「新・県政集中改革プラン」に沿って、更に実効性のある公社改革の取組を確実に推進していく必要がある。

#### 2 財政的援助団体等への指導監督について

公益法人制度改革に伴い、財政的援助団体等のうちには、公益社団法人等への移行、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）の適用等の新たな課題に直面しているものがある。

こうした状況の中で、財政的援助団体等が適正に財務会計事務を執行することができるよう指導監督体制の充実を図るとともに、財政的援助団体等の役員又は職員に対し、早期に研修会等を開催し、財務会計に関する事務処理能力の向上を支援する必要がある。



### 山口県田畠農業振興会議 印

十日空田畠（留尼）十人共井田畠（畠十六町）無田十人共の印の票押印及び次のやねつ裁決申立ての開始を決定した。

平成19年1月1日

山口県田畠農業振興会議

会長

一 起業社の印

山口県

二 稲葉の印

十日空田畠（留尼）十人共井田畠（畠十六町）無田十人共の印の票押印及び次のやねつ裁決申立ての開始を決定した。

平成19年1月1日

山口県田畠農業振興会議

会長

平成  
二十  
一年三  
月二  
十四日印  
行刷発行行  
人所山山  
口口  
県県  
知事  
事厅

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地	所 在 地 番	地 目	積 公簿上の地	土 地 所 有 者	
				姓 名	姓 名
光市花園二丁目	三五番	宅地	(平方メートル)	氏	住 所
五三・四三	五三・四三	一四七・三一	(平方メートル)	佳代	姓 名
二塚 浩三	二塚 浩三	二二一	光市花園二丁目六番三四号 静岡県伊東市富戸一〇九五番地の	住 所	姓 名
な し	な し	な し	な し	姓 名	土 地 に 關 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人
な し	な し	な し	な し	住 所	權 利 の 種 類

四 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十一年三月十一日